

申込時に必要な書類 (◎：原本、○：写し)

| 資料名 | 事業資金 緊急経営安定対策 | | | 備考 |
|---|------------------|-----------|-----------------|------------------------|
| | 市へ提出するもの | | 保証協会へ 提出するもの | |
| | 個人 | 法人 | | |
| 1 融資申込書 | ◎ | ◎ | ○ | |
| 2 商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) | - | ○※ | ○ | ※市で登記情報を照会するため提出は不要です。 |
| 3 住民票抄本 | ○ | - | ○ | 市役所で取得できます。 |
| 4 市町村民税納税証明書 | ○ | ○ | ○ | |
| 5 市町村民税所得課税証明書 | ○ | - | ○ | |
| 6 印鑑証明書 (申込人及び保証人 各1部) | ○ 申込人のみ | ○ | ○ | |
| 7 信用保証委託申込書(表) 保証人等明細(裏) | ○ 表のみ | ○ | ◎ | 用紙は、取扱金融機関にあります。 |
| 8 申込人(企業)概要 | ○ | ○ | ◎ | |
| 9 信用保証依頼書 (金融機関にて作成) | ○ | ○ | ◎ | |
| 10 報告書 (融資要件に該当する報告書を提出) ア_売上高状況報告書 イ_利益率状況報告書 | ◎ 緊急のみ | ◎ 緊急のみ | ○ 緊急のみ | 緊急経営安定対策特別融資のみ必要な書類です。 |
| 11 上記10の確認できる資料 (売上高状況表など) | ◎ 緊急のみ | ◎ 緊急のみ | ○ 緊急のみ | |
| 12 委任状 | ◎ | ◎ | - | |
| 13 個人情報の取扱いに関する同意書(個人事業者・保証人) | / | | ◎ | |
| 14 保証委託契約書 | | | ◎ | |
| 15 確定申告書(個人) 決算書(法人)(明細等含む)の写し2期分 | | | ○ | |
| 16 契約書・見積書等の写し (設備資金の場合) | | | ○ | 用途が設備資金の場合に必要な書類です。 |
| 17 許認可証の写し (許認可業種の場合) | | | ○ | |

提出書類

令和8年度

高松市で事業を営む中小企業の皆さんへ

融資制度の御案内

「融資制度の特徴」

この融資制度は、本市が定める条件に従い、香川県信用保証協会の信用保証を付けて融資を行うもので、専用の融資利率が適用されるほか、融資に係る利子と保証料の補給を受けることができます。

| | 利子補給 | 保証料補給 |
|--------------|------|-------|
| 事業資金 | × | ○ |
| 緊急経営安定対策特別融資 | ○ | ○ |

※詳しくは中面を御覧ください。

「申込みの流れ」

①相談・申込み



融資制度の利用を希望する方は取扱金融機関へ相談・申込みをしてください。

②各種手続



取扱金融機関が信用保証協会及び市役所へ手続を行います。
※申込者の手続はありません。

③証書発行



信用保証協会及び市役所から取扱金融機関に証書等を発行します。

④融資実行



取扱金融機関から融資が実行されます。

「お問合せ」

高松市創造都市推進局産業経済部
産業振興課 TEL 087-839-2411

【市ホームページ】

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/shien_josei/yushi/index.html
市制度融資に係る様式のダウンロードや、融資、商業振興などに関する情報を掲載していますので御覧ください。



高松市中小企業融資制度一覧表

| 融資の種類 | 内 容 | 資金使途 | 融資金額 | 融資期間 | 融資利率 | 保証料率 | 保証人・担保等 | 取扱金融機関 | |
|----------------------------|------------------|--|---|---------------------|------|-----------------------|--|---|--|
| 中 小 企 業 融 資 | 事業資金 | <p>〔融資対象者〕</p> <p>① 申請時、引き続き6か月以上、市内に本店（個人にあっては住所及び事業所）を有し、かつ、同一事業（保証協会の保証対象業種に限る。）を営む者</p> <p>② 市民税の課税のある者で、納期限到来分を完納している者</p> <p>③ 現在、高松市中小企業融資制度の連帯保証人になっていない者</p> <p>④ 小規模事業者（※1）</p> <p>⑤ 現在、高松市中小企業融資制度の融資を受けていない者</p> <p>※1 常時使用する従業員数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人、中小企業信用保険法施行令に規定する政令特例業種については政令で定める数）以下の会社及び個人</p> | 運転資金 設備資金 | 700万円 以内 | 6年以内 | 年2.1% R8.4.1現在 | 年1.55% 以内 （セーフティネット保証適用の場合年0.6%） | 連帯保証人は原則不要（ただし、保証協会が必要とする場合あり） ※法人の場合は代表者 原則として信用保証徴求 | 香川銀行 香川県信用組合 高松信用金庫 百十四銀行 阿波銀行 伊予銀行 四国銀行 中国銀行 |
| | 緊急経営安定 対策特別融資 | <p>〔融資対象者〕</p> <p>① 上記の事業資金融資の①～④の対象者</p> <p>② 現在、緊急経営安定対策特別融資の融資を受けていない者</p> <p>③ 次の融資要件のいずれかに該当する者</p> <p>〔融資要件〕</p> <p>ア 直近3か月間又は6か月間の売上が、直近3か年のいずれかの同期に比べ5%以上減少していること。</p> <p>イ 原材料等の高騰その他の経済的環境の変化により、直近3か月間又は6か月間、若しくは、直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期に比べ5ポイント以上減少していること。</p> <p>※2 現在、事業資金融資を受けている者にあつては、700万円から事業資金融資の借入額を差し引いた額を限度額とする。</p> | 運転資金 | 500万円 以内 （※2） | | 年2.1% R8.4.1現在 | | | |
| 融 資 支 援 | 保証料補給 | <p>対象融資：事業資金・緊急経営安定対策特別融資</p> <p>補給率：支払った保証料額全額相当分 （融資金額500万円分を限度額として、完済した翌年度に補給する）</p> <p>対象者：①当該融資金を融資期間内に完済した者</p> <p>②本市に本店(個人にあっては住所及び事業所)を有する者</p> <p>③本市の市税を申告している者（申告をしない正当な理由がある場合を除く）</p> <p>④本市市税の納期限到来分を完納していること</p> <p>※3 「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度により上乗せした保証料部分は、補給対象外となります。 ・保証料率及び保証人については、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に定めるとおりとなります。 | <p>【セーフティネット保証制度について】</p> <p>災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化を行う制度です。</p> <p>■対象となる者</p> <p>次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であつて、高松市長の認定を受けた者</p> <p>1号 大型倒産発生により影響を受ける中小企業者</p> <p>2号 取引先企業のリストラ等により影響を受ける中小企業者</p> <p>3号 突発的災害(事故等)により影響を受ける中小企業者</p> <p>4号 突発的災害(自然災害等)により影響を受ける中小企業者</p> <p>5号 業況の悪化している業種に属する中小企業者</p> <p>6号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者</p> <p>7号 金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入れが減少している中小企業者</p> <p>8号 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があるかと判断される者</p> <p>6項 危機関連保証（著しい信用の収縮が発生している中小企業者）</p> <p>※セーフティネット保証の適用を受ける場合は、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項に基づき、高松市の認定を受ける必要があります。申請は高松市産業振興課で受け付けています。 ※セーフティネット保証の各種申請書等については、高松市のホームページからダウンロードできます。</p> | | | | | | |
| | 利子補給 | <p>対象融資：緊急経営安定対策特別融資</p> <p>補給率：年0.8%（3年間に限る）</p> <p>対象者：①償還計画において定められた各月の償還をその期限までにした者</p> <p>②本市に本店(個人にあっては住所及び事業所)を有する者</p> <p>③本市の市税を申告している者（申告をしない正当な理由がある場合を除く）</p> <p>④本市市税の納期限到来分を完納していること</p> | | | | | | | |

各号（項）それぞれ、業種、指定期間等の条件があります。